

旭川医科大学教授選考細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和4年10月12日学長裁定)

旭川医科大学教授選考細則の一部を改正する細則

旭川医科大学教授選考細則(平成16年学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を、同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(選考委員会)</p> <p>第5条 教育研究評議会の下に、教授候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、必要に応じて、その都度設置するものとする。ただし、公募によらない場合は、設置を要しない。</p> <p>(略)</p> <p>(委員会の組織)</p> <p>第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 副学長<u>のうちから 4人以内</u></p> <p>(3) 教授会構成員のうちから 6人(ただし、関係部局の構成員が6人に満たない場合は、5人以下とすることができる。)</p> <p>2 第2条第1項第1号に該当する学長、副学長及び教授は、委員となることができない。</p> <p>3 教授候補者となった者は、委員を辞退するものとする。</p> <p>4 第1項各号に掲げる委員に欠員が<u>生じた場合は、補充を行わない。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(選考委員会)</p> <p>第5条 教育研究評議会の下に、教授候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、必要に応じて、その都度設置するものとする。ただし、公募によらない場合は、設置を要しない。</p> <p>(略)</p> <p>(委員会の組織)</p> <p>第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 副学長</p> <p>(3) 教授会構成員のうちから 6人(ただし、関係部局の構成員が6人に満たない場合は、5人以下とすることができる。)</p> <p>2 第2条第1項第1号に該当する学長、副学長及び教授は、委員となることができない。</p> <p>3 教授候補者となった者は、委員を辞退するものとする。</p> <p>4 第1項各号に掲げる委員に欠員が<u>生じる場合は、教授会構成員をもって補充する。</u></p>

(略)

附 則

この細則は、令和4年10月12日から施行する。ただし、施行時に既に設置されている選考委員会に対しては適用しない。

【改正理由】

委員会の組織変更のため、所要の改正を行うものとする。

(略)